

東北大学 事象発生前申告に係る審査案件 実施条件一覧

1. 利益相反マネジメントの観点からの実施条件

① 追加申告(共通条件)

今後、今回の申告と関連がある経済的利害関係または産学連携活動(共同研究費の受入れ等)のうち、自己申告を要するものが新たに見込まれる場合は、速やかに「事象発生前自己申告書」を利益相反マネジメント委員会に提出してください。

考え方:

利益相反マネジメント委員会が承認した後も、申告された法人との関係には注意が必要です。特に新たな事象の発生については、その都度自己申告基準に照らし、該当する場合は見込の段階で事象発生前自己申告書を提出するよう求めています。見込の段階で提出を求めるのは、事前の審査が基本であることによります。

② 企業等への学生の関与

〇〇株式会社の業務への学生の関与(アルバイト)は本人の自由意志によるものであることに留意し、そのうえで〇〇株式会社の業務に学生が関与する場合は、学生の本分である学業に支障がないよう配慮するとともに、当該学生の立場の混同がないよう切り分けを明確にしてください。

考え方:

学生の関与がある場合、具体的には、教員が設立したベンチャー企業などで学生がアルバイトをする場合の実施条件です。教員自身が本業(指導者)と兼業(雇用主)の立場を明確に切り分けることで、それに応じる形で学生の立場の切り分けも可能になると考えます。同一人物が互いに利益が相反しうる複数の立場を有する点で注意が必要であると同時に、アカデミックハラスメントを防止するための注意喚起としての意味もあります。

③ 技術移転

自身の発明に係る技術移転により、年間 200 万円以上のロイヤリティ収入(自身が受け取る対価と自身が所属する研究室への配分額の合計額)が見込まれる場合は、利益相反マネジメント委員会へ連絡のうえ、利益相反事象発生前自己申告書を提出してください。

考え方:

東北大学では、発明者から譲渡された知的財産権に伴うロイヤリティ収入がある場合、これを一定の割合で発明者の個人収入、研究室で使用する研究費、などに振り分けます。これらはいずれも発明者にとっての直接的または間接的な利益と言えるため、合計した額をもって基準に照らし、該当する場合は申告を求めています。

④ 財務諸表の提出(無報酬の役員兼業の場合)

〇〇株式会社からの決算報告があった際には、決算報告から1ヶ月以内に利益相反マネジメント委員会に財務諸表を提出してください。

考え方:

設立されて間もないベンチャー企業では、経営が安定するまで教員が無報酬で役員を兼業することがあります。ただし、役員としての業務や責務に応じた報酬がないと、報酬以外の便益が不透明な形で存在しているのではないかという疑念が持たれかねません。このような観点からも、経営が安定した後は役員報酬を受け取るべきと考えます。提出される財務諸表により、当該企業の財政状態と経営成績を確認します。

2. コンプライアンスの観点を含む実施条件

① 研究費・成果・エフォート管理(共通条件)

複数の産学官連携を実施する場合は、研究費、成果及びエフォートそれぞれの切り分けについて十分な説明ができるよう管理してください。

考え方:

研究費の執行にはその趣旨に即した適正性が求められることは言うまでもありませんが、複数の外部資金それぞれ研究テーマが互いに関連する場合であっても、それぞれの趣旨に則りながら、研究費、成果、エフォートを適切に切り分けることが研究公正の観点からも必要です。

② 兼業

- a. 本学の職員兼業規程を遵守するとともに、兼業は学外での活動であることに留意し、説明責任を果たせるよう、従事した時間や場所、業務の内容の記録を付けるなどの自己管理を行ってください。
- b. 〇〇株式会社の研究担当者として、本学との共同研究を実施する予定とのことですが、貴殿は本学職員としての身分を有していることから、本来は本学に帰属すべき研究成果について、〇〇株式会社側に有利な対応をすと見られる可能性があります。貴殿がこの共同研究において〇〇株式会社側の研究担当者にならないことを条件に、兼業の実施を承認します。

考え方:

- a. 東北大学では、兼業は原則として勤務時間外のみ許可されます。本業との切り分けを明確にすることが必要であり、記録を付けるなどの自己管理が説明責任を果たすことにもつながります。
- b. 大学の職員という身分を有しながら大学の契約相手方企業の立場で共同研究に従事することは、それ自体が重大な利益相反状態であると言えます。大学に身分がある以上は、あくまで大学職員として共同研究に参加することが妥当と考えます。

③ 共同研究・受託研究・学術指導・受託研究員の受入れ

- a. 契約書に従って、{共同研究、受託研究、学術指導、受託研究員の受入れ}を行ってください。
- b. ○○補助金の使用にあたっては、関係する交付要綱や取扱要領等に則り、適正に執行してください。

考え方:

- a. 産学連携に伴う外部資金の受け入れ方にはいくつかありますが、いずれも契約手続きを経て行われるものであり、これに従って実施することになります。
- b. 補助金をはじめとした公的な研究費には、通常その制度に係る交付要綱や取扱要領等が整備されており、当然ながらこれらに従う必要があります。

④ 寄附金

寄附金の受入れ及びその執行に際しては、別添「寄附金と共同研究・受託研究」、「利益相反マネジメントの観点からの産学連携活動等の内容整理」、「寄附金事務取扱規程」の趣旨に従ってください。

考え方:

外部資金にはその種別に応じて留意すべき事項があります。外部資金を受け入れて適正に執行するにあたり、その外部資金の制度と性質を他の種別と比較するなどして理解することが欠かせません。この実施条件では、寄附金について再確認することを求めています。

⑤ 寄附講座または寄附研究部門への教員の所属

参考資料「寄附金と共同研究・受託研究」「利益相反マネジメントの観点からの産学連携活動等の内容整理」、「寄附金事務取扱規程」、「寄附講座及び寄附研究部門に関する規程」の趣旨に従ってください。

考え方:

寄附講座等(寄附講座及び寄附研究部門)では、専任として所属する教員の人件費を含めた諸経費が企業等からの寄附金で賄われるため、特に教育研究活動の自主性と主体性に係る説明責任を果たすことが求められます。趣旨に沿った寄附講座等の運営のため、設置の目的や成果の公表を含めた再確認を促しています。

⑥ 物品購入等

- a. 利害関係のある特定の企業等からの物品等購入金額が年間で合計 300 万円を超えることが見込まれる場合、利益相反マネジメント委員会による審査を受けていただきます。契約予定日(契約締結を伴わない場合は購入予定日)の 2 ヶ月前までにその旨を利益相反マネジメント委員会まで連絡してください。
- b. 本学の会計諸規程に則って、契約を締結してください。また、○○株式会社からの納品後、納品書の写しを利益相反マネジメント委員会に提出してください。
- c. 契約に際して仕様策定委員会委員や仕様検討者、機種選定者として関与する場合、委員長や代表者に就かないでください。

考え方:

- a. 1件あたりの購入額が大きい場合も、特定の企業等からの頻繁な購入により合計額が大きくなる場合も、購入の必要性や金額の妥当性を十分に説明できることが必要です。調達手続きでの通常の確認に加え、東北大学では経済的利害関係のある企業等からの購入予定額が一定の基準を超える場合を、利益相反マネジメントの審査対象としています。特定の企業等との強い経済的利害関係についての申告に対しては、今後、基準を超える物品購入等が見込まれる際に利益相反マネジメントの審査を受けることを条件としています。
- b. 申告内容のとおり購入があったことを、事後的に確認しています。
- c. 不適切な契約を防止するため仕様検討者の中に直接当該設備等の利用に関与しない者を入れるなどの対策は取られていますが、これに加え、経済的な利害関係が非常に強い教員等に対してはさらに厳格な対応を利益相反マネジメント委員会から求めることがあります。

⑦ 無償による物品・役務の受領または無償による物品の借受

無償による物品・役務の受領(物品の借受を含む)については、担当部署に連絡のうえ、本学の会計諸規程に則って手続きをしてください。なお、受領・借受の内容や期間が利益相反自己申告時から変更された場合には、変更後の手続き書類の写しを利益相反マネジメント委員会へ提出してください。

考え方:

無償であっても、物品や役務を学外から受領したり借り受けたりする場合は所定の手続きを経ることになります。東北大学では、寄附申込の承認手続きや借受手続きについて定めています。これらの手続きは資産の適切な管理や賠償・補償の観点からも必要ですが、仮に手続きがなされなければ、コンプライアンス違反となるばかりではなく、提供者との不適切な関係を疑われかねません。

⑧ 共同研究講座または共同研究部門への教員の所属

別添「共同研究講座及び共同研究部門に関する規程」及び「共同研究講座及び共同研究部門制度の取り扱いについて(通知)」の趣旨に従ってください。

考え方:

共同研究講座等(共同研究講座、共同研究部門)は、専任として所属する教員の人件費を含めた諸経費が企業等からの資金で賄われるという点では寄附講座等と共通していますが、特定の研究分野について一定期間継続的に研究を行うことを前提としている点で異なります。所属する教員の活動が共同研究講座等の制度や趣旨に沿うものか、再確認を促しています。

⑨ 成果有体物の提供または受領

a. 企業等への成果有体物の提供については、所属部局の担当部署に事前に連絡をし、提供先との間で締結された契約(MTA)に従うとともに、契約書(MTA)の写しを利益相反マネジメント委員会へ提出してください。なお、契約(MTA)の内容や期間が変更された場合も、変更後の契約書(MTA)の写しを利益相反マネジメント委員会へ提出してください。

b. 企業等からの成果有体物の受領については、所属部局の担当部署に事前に連絡をし、提供元との間で締結された契約(MTA)に従うとともに、契約書(MTA)の写しを利益相反マネジメント委員会へ提出してください。なお、契約(MTA)の内容や期間が変更された場合も、変更後の契約書(MTA)の写しを利益相反マネジメント委員会へ提出してください。

考え方:

MTA(Material Transfer Agreement)は、研究者間の自由な研究を促進する一方で、情報の流出防止や生じた成果の適切な取扱いを契約により担保するものです。手続きは本学の規程に定められており、仮に手続きがなされなければ、物品や役務の場合と同様にコンプライアンス違反となるばかりではなく、提供者との不適切な関係を疑われかねません。

※ 1①及び2①の実施条件は、内容に関わらずすべての申告に対して共通的な実施条件として付しています。